

(目的)

第1条 公園施設は、市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 本庄市都市公園条例(平成18年本庄市条例第172号)第12条の規定による公の施設として、有料公園施設(以下「公園施設」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
本庄市若泉運動公園弓道場	本庄市小島6丁目11番14号
本庄市若泉運動公園運動場第1グラウンド	本庄市小島6丁目1186番地1
本庄市若泉運動公園運動場第2グラウンド	
本庄市若泉運動公園運動場夜間照明施設	
本庄市若泉運動公園テニスコート	
本庄市若泉運動公園テニスコート夜間照明施設	
本庄市若泉運動公園武道館	本庄市小島6丁目11番14号
本庄市若泉運動公園多目的グラウンド	本庄市小島6丁目1174番地1
本庄市若泉運動公園多目的グラウンド夜間照明施設	
本庄総合公園市民球場	本庄市北堀433番地
本庄総合公園体育館	
本庄総合公園多目的グラウンド	
本庄市児玉総合運動公園グラウンド	本庄市児玉町小平1258番地
本庄市児玉総合運動公園グラウンド夜間照明施設	
本庄市児玉総合公園体育館	本庄市児玉町金屋753番地1
本庄市共栄公園テニスコート	本庄市児玉町共栄695番地
本庄市共栄公園テニスコート夜間照明施設	

(管理)

第3条 公園施設は、本庄市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(業務)

第4条 教育委員会は、公園施設に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 公園施設及びこれに附属する設備(以下「施設等」という。)の利用に関すること。
- (2) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動の推進に関すること。
- (3) その他公園施設の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(休業日)

第5条 公園施設の休業日は、1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときはこれを変更し、又は臨時に休業することができる。

(利用時間及び利用期間)

第6条 公園施設の利用時間及び利用期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、利用時間及び期間を変更することができる。

名称		利用時間
本庄市若泉運動公園弓道場		午前8時から午後10時まで
本庄市若泉運動公園運動場第1グラウンド		午前8時から午後10時まで
本庄市若泉運動公園運動場第2グラウンド		午前8時から午後6時まで
本庄市若泉運動公園運動場夜間照明施設		午後5時から午後10時まで
本庄市若泉運動公園テニスコート	第1	午前6時から午後9時まで
	第2	午前9時から午後6時まで
本庄市若泉運動公園テニスコート夜間照明施設		午後5時から午後9時まで
本庄市若泉運動公園武道館		午前9時から午後9時30分まで
本庄市若泉運動公園多目的グラウンド	平日	午前9時から午後10時まで
	土・日曜日、祝日	午前8時から午後10時まで
本庄市若泉運動公園多目的グラウンド夜間照明施設		午後5時から午後10時まで
本庄総合公園市民球場	3月及び12月	午前9時から午後5時まで
	4月、10月及び11月	午前9時から午後9時まで
	5月から9月まで	午前5時30分から午後9時まで

本庄総合公園体育館	午前9時から午後9時30分まで
本庄総合公園多目的グラウンド	午前8時から午後6時まで
本庄市児玉総合運動公園グラウンド	午前8時から午後9時まで
本庄市児玉総合運動公園グラウンド夜間照明施設	午後5時から午後9時まで
本庄市児玉総合公園体育館	午前9時から午後9時30分まで
本庄市共栄公園テニスコート	午前6時から午後9時まで
本庄市共栄公園テニスコート夜間照明施設	午後5時から午後9時まで

2 本庄総合公園市民球場の1月及び2月は、休場月とする。

(利用の許可)

第7条 公園施設を利用(入場を含まない。以下同じ。)しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 教育委員会は、前条第1項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 公園施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他の者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可に付した条件に違反したとき。
- (4) その他教育委員会が必要と認めたとき。

2 教育委員会は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第11条 利用者は、その利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復さなければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しを受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを執行し、これに要した経費は、利用者の負担とする。

(損害賠償義務)

第12条 利用者は自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に公園施設又は設備等を損傷したときは、これを修復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第13条 利用者は、別表に定める使用料を利用許可書の交付時に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第14条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公園施設の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰すことができない理由により、公園施設を利用することができないとき。
- (3) 利用者が利用する日から起算して10日前までに利用の取消しを申し出て、市長が認めた場合

(入場の禁止等)

第16条 教育委員会は、施設内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入場を禁止し、又はその者に対し、退場を命ずることができる。

(特別設備)

第17条 公園施設の利用に当たっては、特別な設備を設け、既存の設備に変更を加えることはできない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(販売行為の禁止)

第18条 公園施設内において、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第19条 公園施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により、公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合における当該指定管理者の指定の手続その他当該公園施設の指定管理者による管理に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、本庄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年本庄市条例第65号)の規定によるものとする。

3 第1項の規定により、公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条第1項及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、公園施設の休業日、利用時間及び利用期間を変更し、又は別に定めることができる。

4 第1項の規定により、公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条、第8条、第10条、第11条、第15条及び第16条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する業務
- (2) 施設等の利用の許可等に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公園施設の管理上、教育委員会が必要と認める業務

(利用料金)

第21条 第13条の規定にかかわらず、第19条第1項の規定により、公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、法第244条の2第8項の規定に基づき、公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- 3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、免除し、又は全部若しくは一部を還付することができる。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の本庄市公園施設設置及び管理に関する条例(平成13年本庄市条例第21号)、児玉町庭球場条例(昭和59年児玉町条例第4号)、児玉総合体育館の設置及び管理に関する条例(平成15年児玉町条例第21号)又は児玉総合運動公園メイングラウンドの設置及び管理に関する条例(平成17年児玉町条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月26日条例第7号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- (適用区分)
- 2 第1条の規定による改正後の本庄市公園施設設置及び管理に関する条例別表10の部及び同表11の部の規定は、平成20年7月1日(以下「適用日」という。)以後に公園施設を利用する者(適用日前に利用の許可を受けようとする者を含む。)について適用し、適用日前の当該施設の利用については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月28日条例第14号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日条例第19号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成26年12月26日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- (施行日前における利用の許可等の特例)
- 2 この条例による改正後の本庄市公園施設設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)に規定する利用の許可等に関する手続は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新条例の規定の例により行うことができる。この場合において、当該手続については、施行日において新条例の規定によりなされたものとみなす。

別表(第13条、第21条関係)

- 1 本庄市若泉運動公園弓道場使用料

区分	金額(8時～13時)	金額(13時～18時)	金額(18時～22時)
個人	200円	200円	300円
団体	2,000円	2,000円	3,000円
備考			
1 本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町に居住又は通勤・通学している者以外が利用する場合は、上記使用料の倍額とする。			

- 2 本庄市若泉運動公園運動場夜間照明施設使用料

区分	金額(1時間につき)
Aグラウンド	2,000円
Bグラウンド	1,100円
備考	
1 本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町に居住又は通勤・通学している者以外が利用する場合は、上記使用料の倍額とする。	

- 3 本庄市若泉運動公園テニスコート使用料(1面当たり)

○第1コート

区分	金額(1時間につき)
一般及び学生	500円
児童及び生徒	250円

- 備考
- 1 本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町に居住又は通勤・通学している者以外が利用する場合は、上記使用料の倍額とする。
 - 2 一般及び学生とは、一般社会人、大学及び短期大学等の学生をいう。
 - 3 児童及び生徒とは、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒をいう。

○第2コート

区分	金額 9時～12時	金額 12時～15時	金額 15時～18時
一般及び学生	400円	400円	400円
児童及び生徒	200円	200円	200円

- 備考
- 1 本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町に居住又は通勤・通学している者以外が利用する場合は、上記使用料の倍額とする。
 - 2 一般及び学生とは、一般社会人、大学及び短期大学等の学生をいう。
 - 3 児童及び生徒とは、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒をいう。

4 本庄市若泉運動公園テニスコート夜間照明施設使用料

区分	金額(1面1時間につき)
一般及び学生	450円
児童及び生徒	200円

- 備考
- 1 本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町に居住又は通勤・通学している者以外が利用する場合の使用料は、上記使用料の倍額とする。
 - 2 一般及び学生とは、一般社会人、大学及び短期大学等の学生をいう。
 - 3 児童及び生徒とは、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒をいう。

5 本庄市若泉運動公園武道館使用料

区分		金額(9時～13時)	金額(13時～17時)	金額(17時～21時)
個人	一般及び学生	150円	200円	300円
	児童及び生徒	100円	100円	100円
団体	一般及び学生	1,500円	2,000円	3,000円
	児童及び生徒	1,000円	1,000円	1,000円

- 備考
- 1 本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町に居住又は通勤・通学している者以外が利用する場合の使用料は、上記使用料の倍額とする。
 - 2 一般及び学生とは、一般社会人、大学及び短期大学等の学生をいう。
 - 3 児童及び生徒とは、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒をいう。

6 本庄市若泉運動公園多目的グラウンド使用料

区分		午前9時～午後6時(1時間)			午後6時～午後10時(1時間)		
		全面	2/3面	1/3面	全面	2/3面	1/3面
平日	一般及び学生	3,000円	2,000円	1,000円	6,000円	4,000円	2,000円
	高校生以下	1,500円	1,000円	500円	3,000円	2,000円	1,000円
土・日曜日、祝日	一般及び学生	6,000円	4,000円	2,000円	6,000円	4,000円	2,000円
	高校生以下	3,000円	2,000円	1,000円	3,000円	2,000円	1,000円

- 備考
- 1 本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町に居住又は通勤・通学している者以外が利用する場合は、上記使用料の倍額とする。
 - 2 平日とは、月曜日から金曜日までの日のうち、[国民の祝日に関する法律\(昭和23年法律第178号\)](#)に規定する休日を除く日をいう。
 - 3 土・日曜日、祝日は、「午前9時～」を「午前8時～」に読み替える。
 - 4 一般及び学生とは、一般社会人、大学及び短期大学等の学生をいう。
 - 5 入場料を徴して利用する場合又は営利・宣伝等を目的として利用する場合は、上記使用料の10倍の額とする。

7 本庄市若泉運動公園多目的グラウンド夜間照明施設使用料

区分	1時間		
	全面	2/3面	1/3面
一般及び学生	1,350円	900円	450円
高校生以下	600円	400円	200円

- 備考
- 1 本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町に居住又は通勤・通学している者以外が利用する場合は、上記使用料の倍額とする。
 - 2 一般及び学生とは、一般社会人、大学及び短期大学等の学生をいう。
 - 3 入場料を徴して利用する場合又は営利・宣伝等を目的として利用する場合は、上記使用料の10倍の額とする。

8 本庄総合公園市民球場使用料

種別		区分	金額(1時間につき)
野球場		全面	900円
附帯設備	スコアボード	一式	300円
	放送設備	一式	200円
	会議室	1室	200円
	夜間照明	全点灯	8,100円
		2分の1点灯	4,100円
		3分の1点灯	2,700円
	更衣ロッカー	1個1回	100円

備考

- 1 本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町に居住又は通勤・通学している者以外が利用する場合は、上記使用料の倍額とする。
- 2 入場料を徴収して利用する場合は、上記使用料の10倍の額とする。
- 3 野球以外の営利、宣伝等を目的として利用する場合は、上記使用料の20倍の額とする。
- 4 高校生以下の者が利用する場合は、上記の使用料の半額とする。
- 5 更衣ロッカーの使用料については、1から4までの規定を適用しない。

9 本庄総合公園体育館使用料

区分		1時間	全日	
アマチュアのスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	入場料を徴収しない場合	全館を利用する場合 (トレーニング室を除く。)	6,000円	72,000円
		バスケットボールコート1面を利用する場合	1,600円	19,200円
		バレーボールコート1面を利用する場合	1,200円	14,400円
		バドミントン(インディアカ)コート1面を利用する場合	300円	3,600円
		卓球台1台を利用する場合	200円	2,400円
		サブアリーナ壁面バスケットボール用ゴールを個人利用する場合	200円	
		会議室 A	200円	2,400円
		会議室 B	200円	2,400円
		多目的室	700円	8,400円
		トレーニング室を利用する場合 1人1回 400円(ただし、回数券の場合11回で4,000円)		
		ランニングコースのみ利用する場合 1人1回 100円		
	入場料を徴収する場合	メインアリーナ	9,600円	115,200円
		サブアリーナ	4,800円	57,600円
その他の場合	入場料を徴収しない場合	メインアリーナ	6,400円	76,800円
		サブアリーナ	3,200円	38,400円
	入場料を徴収する場合	メインアリーナ	22,400円	268,800円
		サブアリーナ	11,200円	134,400円

備考

- 1 本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町に居住又は通勤・通学している者以外が利用する場合は、上記使用料の倍額とする。
- 2 全日とは、午前9時から午後9時30分までをいう。
- 3 回数券の払戻しはしないものとする。

10 本庄市児玉総合運動公園グラウンド夜間照明使用料

区分	1時間
地域内	1,500円
地域外	上記使用料の倍額

備考

- 1 地域内とは、本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町に居住又は通勤・通学している場合をいう。
- 2 地域外とは、1以外の場合をいう。

11 本庄市児玉総合公園体育館使用料

区分			1時間
アマチュアのスポーツ 及びレクリエーション に利用する場合	入場料を徴収しない場合	アリーナ全面を利用する場合	2,400円
		バスケットボールコート1面を利用する 場合	1,200円
		バレーボールコート1面を利用する場合	800円

		バドミントン(インディアカ)コート1面 を利用する場合	300円
		会議室	100円
		ランニングコースのみ利用する場合 1人1回 100円	
	入場料を徴収する場合	アリーナ全面	5,000円
		アリーナ1/2面	2,500円
	入場料を徴収しない場合	アリーナ全面	4,500円
その他の場合		アリーナ1/2	2,250円
		アリーナ全面	15,000円
	入場料を徴収する場合	アリーナ1/2	7,500円

- 備考
- 1 本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町に居住又は通勤・通学している者以外が利用する場合は、上記使用料の倍額とする。
 - 12 本庄市共栄公園テニスコート使用料(1面当たり)

区分	金額(6時～9時)	金額(9時～12時)	金額(12時～15時)	金額(15時～18時)	金額(18時～21時)
一般及び学生	400円	400円	400円	400円	400円
児童及び生徒	200円	200円	200円	200円	200円

- 備考
- 1 本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町に居住又は通勤・通学している者以外が利用する場合は、上記使用料の倍額とする。
 - 2 一般及び学生とは、一般社会人、大学及び短期大学等の学生をいう。
 - 3 児童及び生徒とは、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒をいう。

- 13 本庄市共栄公園テニスコート夜間照明施設使用料

区分	金額(1面1時間につき)
一般及び学生	300円
児童及び生徒	150円

- 備考
- 1 本庄市、深谷市、美里町、神川町及び上里町に居住又は通勤・通学している者以外が利用する場合は、上記使用料の倍額とする。
 - 2 一般及び学生とは、一般社会人、大学及び短期大学等の学生をいう。
 - 3 児童及び生徒とは、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒をいう。